

関税法施行規則等の一部を改正する省令（案）参照条文

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（無条件免税）

第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一～六 （省略）

七 本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）

八 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうち当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（承認の要件）

第七条の五 税関長は、第七条の二第六項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。

一及び二 （省略）

三 承認を受けようとする者が、特例申告貨物の輸入に関する業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていないとき。

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（用途外使用等の制限）

第十条 第四条の規定により関税の免除を受け、又は前条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品は、その輸入の許可の日から二年以内に、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税

関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収)

第十一条 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を直ちに徴収する。この場合において、当該承認を受けた物品につき使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関稅定率法第十条第一項(変質又は損傷による減税)の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一及び二 (省略)

(沖縄県から出域するをとする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に規定する旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するもの(当該出域の際に携帯して移出するものに限る。)については、平成十九年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2、4 (省略)

民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

(暦による期間の計算)

第四百十三条 週、月又は年によつて期間を定めたときは、その期間は、暦に従つて計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によつて期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)(抄)

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))

以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2~4 (省略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしてしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2~4 (省略)

関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)(抄)

(特例申告書の記載事項等)

第四条の二 (省略)

2及び3 (省略)

4 第一項第二号に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域(第三十六条の三第一項第二号、第三十六条の四第二号、第五十一条の四第一項第二号、第五十一条の十二第一項第二号及び第五十九条第一項第二号において「原産地」という。)をいう。

一 一の国又は地域において完全に生産された物品として財務省令で定める物品

二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

5 (省略)

(特例輸入者の承認の申請の手続等)

第四条の五 (省略)

2~4 (省略)

5 法第七条の二第一項の承認を受けた者(以下「特例輸入者」という。)は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

(貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請)

第二十二條の二 (省略)

2及び5 (省略)

6 一括許可を受けた者で前項の書類の交付を受けたものは、その許可に係る第一項第一号に掲げる事項又は交通しようとする目的に変更があつたときは、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならぬ。

7及び8 (省略)

関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)(抄)

(無条件免税をしない携帯品)

第十三條の五 法第十四條第七号(無条件免税)に規定する政令で定めるものは、次の表の上欄の各号に掲げる物品の区分に応じ、同表の下欄の当該各号に掲げるものとする。

一 法の別表第一・六項に掲げる物品	無条件免税をしない物品
二 法の別表第二・三項から第二 二 八項まで及び第二十四類に掲 げる物品その他の財務省令で定める 物品	輸入する者ごとに輸入する物品の数量とその輸入の日 からさかのぼつて一年間に主要食糧の需給及び価格の 安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第三十 五条(米穀の輸入数量の届出)の規定により届け出た その者の個人的な使用に供するものとして輸入した物 品の数量との合計数量が百キログラム以下である場合 における当該輸入する物品(第十六条の三及び第十六 条の四において「免税対象物品」という。)以外のもの。
三 前二号上欄に掲げる物品以外の物 品(輸入する者の個人的使用に供す る身の回り品及び職業上必要な器具	輸入する者ごとに財務省令で定めるところにより計算 した額の総額が二十万円を超えない範囲内において財 務省令で定める額以下である場合における当該輸入す る物品以外のもの

財務省令で定める物品を除く。) する物品以外のもの

(無条件免税をしない引越荷物)

第十三条の六 前条の規定は、法第十四条第八号(無条件免税)に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、前条の表の第三号の上欄中「輸入する者」とあるのは、「輸入する者又はその家族」と読み替えるものとする。

(別送する携帯品又は引越荷物の免税の手續)

第十四条 法第十四条第七号又は第八号(携帯品及び引越荷物の無条件免税)に規定する別送して輸入する物品についてこれらの規定により関税の免除を受けようとする者は、本邦への入国の際に、当該物品の品名、数量、輸入の予定時期及び予定地並びに積出地を記載した申告書を税関に提出してその申告をしたことについて税関の確認を受け、税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合を除く外、その入国後六月以内に当該物品を輸入しなければならない。

2 税関は、前項の申告書の提出があつたときは、当該申告書にその申告があつた旨を記載してこれを還付するものとする。

3 第一項の物品を輸入する者は、その輸入申告の際に、前項の規定により還付された申告書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなればならない。

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十七年政令第三十五号)(抄)

(通関手續等)

第二条 関税割当証明書の交付を受けた者は、当該関税割当証明書に係る物品につき法第八条の六第一項又は第二項の譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告(特例申告)(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。)に際し、当該関税割当証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2及び3 (省略)

食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)(抄)

別表第一(第十二条、第二十一条関係)

百七十五 食用青色二号(別名ブリリアントブルーFCF)及びそのアルミニウムレーキ

百七十六 食用青色二号(別名インジゴカルミン)及びそのアルミニウムレーキ